

国民健康保険税の変更について

関市民税係 Tel 74-4864

国の税制改正に基づく地方税法および市税条例の改正により、令和7年度の国民健康保険税は、基礎課税額（医療分）の賦課限度額が65万円から66万円、後期高齢者支援金等課税額（支援金分）の賦課限度額が24万円から26万円に変更となりました。

また、世帯の所得が一定額以下の場合に軽減される応益分保険税（均等割・平等割）の2割軽減と5割軽減の対象範囲が拡大されることとなりました。

なお、令和7年度国民健康保険税決定通知書は7月中旬に送付する予定です。



市 HP

◆賦課限度額

前年度からの変更箇所

	医療分	支援金分	介護分 (40歳～64歳)	計
令和6年度	650,000円	240,000円	170,000円	1,060,000円
令和7年度	660,000円	260,000円	170,000円	1,090,000円
増減額	10,000円	20,000円	0円	30,000円

◆保険税の軽減（手続き不要）

前年度からの変更箇所

令和6年中の世帯の総所得等が、下記の計算による所得判定基準額を下回る場合に対象となります。

①【2割軽減】

令和6年度：43万円 + (54.5万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

令和7年度：43万円 + **(56万円 × 被保険者数)** + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

②【5割軽減】

令和6年度：43万円 + (29.5万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

令和7年度：43万円 + **(30.5万円 × 被保険者数)** + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

※給与所得者等とは以下のいずれかに該当する方

・給与の収入金額が55万円を超える方。

・公的年金の収入金額が65歳未満の方で60万円、65歳以上の方で125万円を超える方。

※65歳以上の方の公的年金等に係る所得は、公的年金等控除額を引いた後にさらに15万円を差し引いた額で判定



介護保険料の変更について

関介護保険係（介護保険全般に関すること） Tel 74-4182
市民税係（介護保険料に関すること） Tel 74-4864

介護保険法施行令の一部改正により、令和7年度の介護保険料は、下記のとおり所得段階の第1・2・4・5段階の対象者を判定する本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額の基準が、80万円から80.9万円に変更となります。

なお、令和7年度介護保険料決定通知書は7月中旬に送付する予定です。



市 HP

◆所得段階別介護保険料（第1段階～13段階までのうち、変更のあった第5段階までを抜粋）

前年度からの変更箇所

所得段階	対象者	保険料年額
第1段階	・生活保護を受給している方 ・ 世帯全員が市民税非課税で 老齢福祉年金受給者の方または本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80.9万円 以下の方	17,100円 (月額1,425円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が右記に該当する方	80.9万円 を超え 120万円以下 29,100円 (月額2,425円)
第3段階		120万円を超える 41,100円 (月額3,425円)
第4段階	市民税課税世帯のうち、本人が市民税非課税者で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が右記に該当する方	80.9万円 以下 54,000円 (月額4,500円)
第5段階		80.9万円 を超える 60,000円 (月額5,000円)

後期高齢者医療保険料の変更などについて

後期高齢者医療の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。令和7年度の保険料の計算方法は以下のとおりです。

なお、令和7年度後期高齢者医療保険料決定通知書は7月中旬に送付する予定です。

苫市民税係TEL 74-4864

北海道後期高齢者医療広域連合TEL 011-290-5601



市 HP

◆保険料の計算方法（年度途中で加入した方は、加入した月からの月割で計算）

均等割額

（被保険者が等しく負担する額）

52,953 円



所得割額

（本人の所得に応じた額）

【前年の所得－基礎控除額（最大 43 万円）】 × 11.79%



年間保険料額

（限度額 80 万円）

※ 100 円未満切り捨て

◆保険料の軽減（手続き不要）

◎均等割額の軽減

下表のとおり 3 段階の軽減があり、被保険者と世帯主（被保険者ではない場合も含む）の所得の合計額で判定します。

前年度からの変更箇所

均等割額の軽減対象となる世帯		軽減割合	軽減後均等割額
被保険者と世帯主の令和6年中の所得の合計額	【43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】以下の世帯	7 割	15,885 円
	【43万円 + (30万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】以下の世帯	5 割	26,476 円
	【43万円 + (56万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】以下の世帯	2 割	42,362 円

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方

- ・給与の収入金額が 55 万円を超える方。
- ・公的年金の収入金額が 65 歳未満の方で 60 万円、65 歳以上の方で 125 万円を超える方。

※ 65 歳以上の方の公的年金等に係る所得は、公的年金等控除額を引いた後にさらに 15 万円を差し引いた額で判定

◎被用者保険の被保険者だった方に対する所得割額・均等割額の軽減

後期高齢者医療保険の加入時に、サラリーマンなどの健康保険の被扶養者だった方は所得割額がかからず、加入から 2 年間のみ均等割額が 5 割軽減となります。また、所得の状況により均等割額の軽減割合が 7 割に該当する場合があります。

※市町村国保や国民健康保険組合に加入していた方は該当になりません。

▼年間保険料額の例：夫婦 2 人世帯（世帯主は夫）で、ともに 75 歳以上で年金収入のみの場合

年金収入	夫	80 万円	212 万円	230 万円	281 万円
	妻	80 万円	80 万円	80 万円	80 万円
令和7年度保険料	夫	15,800 円	96,000 円	133,100 円	203,800 円
	妻	15,800 円	26,400 円	42,300 円	52,900 円
夫婦の軽減の該当		均等割額 7 割	均等割額 5 割	均等割額 2 割	軽減なし

